

令和 5 年  
第 3 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和5年第3回立川市農業委員会総会日程

日時 令和5年3月24日（金）午後2時

会場 101会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事

議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第2号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者について
議案第4号	立川市農業委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程について
- 5 その他
  - (1) その他
- 6 閉会

令和5年第3回立川市農業委員会総会

令和5年3月24日（金）

立川市役所101会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 1 時 5 8 分 開会

議長 定刻よりちょっと早いんですけれども、始めていきたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

先日行われました農業委員の改選についての説明会は、皆さんの御協力によりまして、支部長さんもスムーズに説明会を行うことができましたので、ほとんど質問もなく、御了解をいただきましたので、まず報告をさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

それと、私ごとで大変恐縮なんですけど、3月の現地調査は、狭窄症になって、右足がとにかく痛くて、長距離が歩けない状態で、職務代理に急遽代わっていただいて、ブロック注射を神経に打ってきたら、今日はいいんですけれども、そんな形で大変御迷惑をかけまして申し訳ありませんでした。そういうことでございます。

今日は年度の最後の委員会ということでございます。議題もいろいろあるかと思えますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和5年第3回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員です。今回は12番の高杉委員、13番の中丸委員にお願いしたいと思います。

なお、事務局より資料の訂正がありますので、説明をお願いいたします。

係長 本日、資料が変更となりまして、議案第2号の10-2、川

野様の農地の納税猶予の適用から外れた場所が、所有者の説明とずれてございましたので、訂正をさせていただきます。また、追加資料につきましては、全員協議会で行います資料となっておりますので、御確認いただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、報告事項に入りたいと思います。（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第８号の規定による届出が８件、（３）農地法第５条第１項第７号の規定による届出が９件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、初めに報告事項（１）事務報告を行わせていただきます。恐縮ですが、着座の上、報告をさせていただきます。

３月３日（金）、主任職員協議会がＪＡ東京南新宿ビルで開催をされまして、事務局が参加をさせていただきました。

３月６日（月）、都市農地貸借円滑化法現地研究会が小平市と小金井市の農地を会場に開催されまして、事務局が参加をさせていただきました。

３月１３日（月）、農地関連法改正対応検討会がウェブにて開催されまして、事務局が参加をいたしましたところでございます。

同日夜でございますが、第２回農業委員等選出に関する説明会が立川市役所で開催をされまして、会長と職務代理が参加ということでございます。

委員会といたしましては、３月１５日（水）、総会に向けた現地調査、２４日（金）午後２時より第３回総会、終了後、全員協議会の開催ということでございました。

明日以降の予定でございます。

４月１１日（火）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が清瀬市役所で開催をされる予定でございます。会長と次長が参加予定ということでございます。

４月１９日（水）、農業委員会職員基礎研究会があいおいニッセイ同和損保ビルにて開催をされまして、事務局が参加予定ということでございます。

委員会といたしましては、4月14日（金）、総会に向けた現地調査、25日（火）午後3時より第4回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しているところでございます。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

なお、東京都農業会議の事務所が令和5年4月1日よりJ A南新宿ビルからあいおいニッセイ同和損保ビルに移転をされたところでございます。委員の皆様におかれましても、今後、研修や会議の会場が変更されることもございますので、御注意いただければと思っております。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出8件につきまして御報告申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は上砂町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は1,340.15㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

2件目。農地の所在は富士見町7丁目の3筆。地目は、登記簿上が雑種地及び田、現況は畑。面積は525.21㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

3件目。農地の所在は一番町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は949㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は上砂町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は駐車場。面積は1,145㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は砂川町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は368㎡。転用目的は住宅用地でございます。

6件目。農地の所在は上砂町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,828㎡。転用目的は住宅用地

でございます。

7件目。農地の所在は砂川町7丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は337㎡。転用目的は住宅用地でございます。

8件目。農地の所在は富士見町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が田、現況は宅地。面積は530㎡。転用目的は雑種地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければ幸いです。

次に、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出9件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は上砂町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積が165㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は一番町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は357㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は錦町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は2,956㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は西砂町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は195㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

5件目。農地の所在は幸町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は330㎡。転用目的は住宅用地でございます。

6件目。農地の所在は幸町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は42㎡。転用目的は住宅用地でございます。

7件目。農地の所在は一番町1丁目の2筆。地目は、登記簿上が山林及び畑、現況は畑。面積は535㎡。転用目的は事業



用用地でございます。

8件目。農地の所在は一番町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は136㎡。転用目的は住宅用地でございます。

9件目。農地の所在は幸町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,018㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければ幸いです。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件につきまして、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

なお、今回は私の事情により現地調査を職務代理にお願いしましたので、議案第1号と第2号についての進行は職務代理の金子委員に替わらせていただきたいと思います。

では、お願いします。

職務代理 議案第1号と第2号について、議長に代わり進行させていただきます。

それでは、議案第1号について、事務局より説明をよろしくお願いします。

次長 相続税の納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

議案第1号、農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を3月15日、申請者立会いの下、職務代理、清水清史委員、中丸委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は柏町3丁目の2筆になります。

略図1を御覧ください。略図1は、砂川六番と七番の間、五日市街道の北側に位置する農地で、栗などの果樹のほか、隣接する幼稚園での農体験向けに芋類を作られる予定とのことでした。肥培管理は良好で、農地の境界も確認できました。

議案第1号についての説明は以上でございます。

職務代理 ありがとうございます。

議案第1号について確認された委員から補足説明をお願いします。補足説明は、清水清史委員、中丸委員、横幕委員、私です。

では、清水清史委員からよろしく申し上げます。

5番 この方は幼稚園を経営している方で、収穫した野菜と、あとは栗が結構植わっていました。それを行事で使うということで、畑と境界ともに問題はありませんでした。

以上です。

職務代理 続きまして、中丸委員、よろしく申し上げます。

13番 この方は、ほとんどの作物は幼稚園の行事用ということで、先ほど清水委員からも説明がございましたとおり、そこでほぼ使い切るということで、肥培管理も良好でしたので、問題ないと思います。

以上です。

職務代理 続きまして、横幕委員、お願いいたします。

11番 今お二人の委員さんおっしゃったとおり、特に問題はないと思います。

職務代理 ありがとうございます。

私も見て、幼稚園に使う品物と、あとは畑、境界もちゃんとしてましたし、問題ないと思います。ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらよろしく申し上げます。その他質問はございませんか。

……質疑なしの声

職務代理 それでは、質問がないものと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んでいただければ、よろしく申し上げます。

〔申請人 着席〕

職務代理 先日は大変ありがとうございました。

申請人には、相続税猶予制度について十分御理解をいただいていると思いますが、本総会におきまして、改めてその意思を確認させていただきますので、御協力をよろしく申し上げます。

農業委員会としまして、猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えています。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに、農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。そこで農業経営に関する申請人のお考えをお願いします。

それでは最初に、農業経営部会長の鈴木部会長、よろしく申し上げます。

17番 こんにちは。大変お忙しい時間帯にお越しいただきましてありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は、生涯にわたり農業経営を行う義務があります。その長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ、農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 柏町の須崎です。

現状では私と長男が農業をやっております。私がもし病気で動けなくなっても、長男がまだ46歳でおりますので、長男ができると思います。

17番 ありがとうございます。御長男もいらっしゃるということで、お二人とも健康には留意していただいて、農業経営をしていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

職務代理 ありがとうございます。

粕谷土地利用部会長よりお願いいたします。

3番 今日は、お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。先ほどの質問と少し重なるような部分もあるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、農業だけに適用される特例措置で、各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は、原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営の一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一許可なく相対での貸し借りをを行うと、猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 私の農地は約2,500㎡ありますが、現状では、栗とジャガイモとかほとんどが幼稚園児のために耕作しているのが現状です。ほとんど売上げは、その幼稚園で食べる分ぐらいの売上げしかありませんので、これでは食べていけませんけれども、私もそこは十分管理して、貸すつもりもございません。

以上です。

3番 ありがとうございます。納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いします。また、幼稚園の子ども等も喜ぶんだと思われ、健康にも十分留意され、お仕事頑張ってください。ありがとうございます。

職務代理 ありがとうございます。

委員さんで御質問等ある方はお願いします。その他御質問ありませんか。

……質疑なしの声

職務代理 それでは、質問がないものと認めます。

本日は大変ありがとうございました。

申請人 一言言っていいですか。

職務代理 いいですよ。

申請人 今、私のところには相続が発生しておりまして、特定農地の話があったんですけども、我々、砂川の近郊農地は持っているものは農地だけじゃないんです。不動産資産をたくさん持っています。その関係で、不動産資産を手放すわけにいかないので、いざとなったら農地を手放す。これではせっかくいい法律があっても、これは先々行き詰まります。それははっきりしていると思うんです。その辺も農業委員会で考えていただいて、相続税法なりその辺の改正がないと、立川の農地はあと30年もすればなくなります。それだけ皆さんで考えていただきたいと思います。

以上です。

職務代理 貴重な御意見ありがとうございます。農業委員会としても、そういうことはずっと考えているんですけども、法制度ですから、なかなかそこまでは。

申請人 ありがとうございます。

職務代理 ありがとうございます。

〔申請人 退席〕

職務代理 それでは、採決に移ります。議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

……全員挙手

職務代理 全員挙手と認め、証明することにいたします。

続いて、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、11件を議題にします。

なお、第2号案件のうち、委員の世帯に関わる案件がありますので、当該案件の際、一旦退室をお願いします。

それでは、議案第2号の1について、事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、議案第2号の1は栄町3丁目の2筆になります。略図1を御覧ください。略図1は、東立川駐屯地と立川通りの間、自宅裏に広がる農地で、ハウスではトマトを、露地ではタマネギなどが作られておりました。ほかの場所も今後の作付のため耕うんがされており、肥培管理は良好で、境界も確認できました。

説明は以上です。

職務代理 ありがとうございます。

確認された委員の方から補足説明をお願いします。

先に横幕委員。

11番 よく管理されていて、特に問題はないと思いました。

職務代理 私も確認しましたけれども、大型のハウスで、もうトマトの植え込みもしてあったし、境界も確認されているので、問題はないと思います。

ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。その他質問はありませんか。

……質疑なしの声

職務代理 それでは、質問がないものと認め、採決に移ります。議案第2号の1について、証明することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

……全員挙手

職務代理 全員挙手と認めます。

第2号議案の続きにつきまして、事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、議案第2号の2、若葉町1丁目の1筆と3丁目の2筆、4丁目の1筆となります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は、第九中学校の西、五日市街道の北側、自宅裏に広がる農地で、今後の野菜生産のため耕うんをされていたほか、栗などの果樹が植えられておりました。道路を挟んだ北の農地は、昨年、生産緑地を貸借した農地で、こちらもしっかり耕うんされておりました。全体的に肥培管理は良好で、大半の境界も確認できましたが、南西の境界が確認できなかったため、棒などの目印を立てることのほか、農地の南端に野菜残渣などを燃やす穴を掘っていたこと、また、堆肥化するため、穴が必要以上に大きかったことから、委員よりそれぞれ指導がございました。続いて、略図2-2を御覧ください。略図2-2は、若葉台小学校の北側に体験型農園を行っている農地で、北側は農園用に区分され、南側は次年度に向けて耕うんされておりました。コロナ禍で実施していた利用者との交流会を次年度は行う予定で、準備されているとのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の3、栄町2丁目の3筆になります。略図3を御覧ください。略図3は、南砂小学校の北、自宅南に広がる農地で、ハウスでのトマトやニンジンなどの生産のほか、家族経営法人への貸借がされており、そちらではイチゴや花を作られておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。先日、住宅地の横に規格外で販売できなかったイチゴなどの処分用の穴があり、鳥が集まり、そのふんで住民より苦情があったため、委員に指導していただきました。現在では埋め戻され、今後は住宅地とは離れた箇所に変更するとのことですので伺っております。

続いて、議案第2号の4、若葉町4丁目の1筆と幸町5丁目の2筆になります。略図4-1を御覧ください。略図4-1は、

旧若葉小学校の西、住宅街に広がる農地で、ソヨゴやオリーブ、ロドレイアなどの植木生産をされておりました。略図4-2を御覧ください。略図4-2は、砂川八番交番の北、自宅前の農地で、オリーブなどの植木を生産されておりました。どちらの農地も肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の5、砂川町5丁目の5筆になります。略図5を御覧ください。略図5は、砂川五番の北西、自宅裏に広がる農地で、露地ではネギやノラボウを、ハウスではトマトやナスの苗を作られておりました。緑肥を植えておりましたが、よりよい肥料とするため、その成長具合やすき込むタイミングなど熱心に語られておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の6、柏町4丁目の1筆になります。略図6を御覧ください。略図6は、日大二高グラウンドの北側に広がる農地で、ネギを作られておりました。今後、ジャガイモなどを植えるために耕うんがされており、肥培管理は良好でした。境界も確認できました。

続いて、議案第2号の7、砂川町2丁目の1筆と6丁目の1筆になります。略図7-1を御覧ください。略図7-1は、立川砂川給水所の西、西武拝島線の南側に広がる農地で、キャベツやネギ、ニンニクなどの露地野菜を作られておりました。略図7-2を御覧ください。略図7-2は、昭和記念公園砂川口の北西、住宅街の中にある農地で、ハウレンソウや白菜などを作られておりました。急に暖かくなったことでハウレンソウが大きくなり過ぎ、出荷ができなくなったとのことです。どちらの農地も肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の8、砂川町1丁目の1筆になります。略図8を御覧ください。略図8は、ファーマーズセンターみの一れ立川のすぐ北側に広がる農地で、ノラボウやネギなどを作られておりました。住宅に囲われているため、風が渦状に舞い、周囲に土砂が飛散するため、その配慮が大変とのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認できました。



続いて、議案第2号の9、一番町2丁目の5筆と3丁目の3筆になります。略図9-1を御覧ください。略図9-1は、天王橋の北西、五日市街道の北、自宅裏に広がる農地で、ネギやカブを作られておりました。肥培管理は良好で、3か所の境界も確認できましたが、南東の境界石が埋もれてしまっていたため、掘り起こすか、棒などで分かるようにするよう委員から指導がございました。略図9-2を御覧ください。略図9-2は、五日市街道の松中団地南交差点南東、西武拝島線で南北に分割された農地で、これからの生産に向けて耕うんがされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。斜めに農地が分割されているのは、畑の上を高圧線が通っているためとのことでした。

続いて、議案第2号の10、西砂町1丁目の6筆と2丁目の3筆になります。略図10-1を御覧ください。略図10-1は、西砂小学校の東、五日市街道の南、自宅裏に広がる農地で、ノラボウやネギなどを作られておりました。肥培管理は良好でしたが、自宅そばの農地に生産資材が放置されていたため片づけること、また、北側の境界が不明だったため、確認して棒など目印を立てるよう、それぞれ委員より指導がございました。略図10-2を御覧ください。略図10-2は、西砂小学校の東に3か所、西武拝島線の南に1か所に分かれて広がる農地で、麦やケールなどが露地栽培されているほか、ハウスでは野菜の苗などを生産されておりました。どちらも肥培管理は良好でした。大半の境界は確認できましたが、自宅裏から続く1丁目の畑に以前はお墓があり、一部納税猶予地から外している箇所があるのですが、現在は撤去され畑となっており、境界が確認できませんでした。口頭で場所の確認を行い、畑の中心を通る野道沿いにあったとの説明から、送付した略図には四角く抜いて図示いたしました。しかし、生産緑地指定の際の資料図面から、西側にずれた隣地との境界沿いがあったことが分かりましたので、本日お配りしている追加資料にて修正をさせていただきます。

続いて、議案第2号の11、西砂町2丁目の3筆と4丁目の

4筆になります。略図11-1を御覧ください。略図11-1は、西砂小学校の南西、西武拝島線の南側に広がる農地で、今後の耕作準備のため耕うんがされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図11-2を御覧ください。市街化調整区域内で、リサイクルセンターの南、自宅裏に広がる農地で、今後の作付のために耕うんがされておりました。農地が南北に分かれている箇所については納税猶予地から外しております。すぐ北側は猶予地なのですが、資材が置かれていたため、どこまでがその範囲なのかを確認いたしました。資材が置かれていた場所は出荷用の資材を一時的に置いているもので、納税猶予地内として問題がないことを委員とともに確認いたしました。境界で一部不明瞭な箇所がございましたが、肥培管理は良好でした。

議案第2号についての説明は以上でございます。

職務代理 ありがとうございます。

議案第2号の2から11について確認をされた委員から補足説明をお願いしたいと思います。補足説明、2番、4番を私と横幕委員、3番を高杉委員、5番、6番を田中委員、7番、内野委員、8番を清水茂男委員、9番を嶋田貞芳委員、10番を鈴木和昌委員、11番を岡部委員でお願いしたいと思います。

最初に2番です。先ほど次長から説明がありましたとおり、境界はちゃんとしていて、あと貸借の畑もちゃんとしているんですけども、残渣を燃やすところの穴が広過ぎるという指摘をしましたし、残渣は、それで堆肥を作っているんだけど、あまりにも穴が大きいかな。あと、燃やすところも、囲いが大きくて広過ぎるので、それをどうにかしてくださいというのを言ってきました。

2-2の略図、ここは貸し農園ということで、区画もちゃんとしていましたし、境界もちゃんとしていました。ただ、前の住宅からごみを捨てられる。中に放り込まれるとさんざん文句を聞かされましたけれども、それはそっちのほうで対処してくださいということで言ってきました。境界はちゃんとしっかり

していました。

以上です。

では、横幕委員、お願いします。

- 1 1 番 2-1については、さっき職代がおっしゃったように、野菜の残渣を入れた穴が大きいということで注意があったんですけども、御当人は、これを循環させてちゃんと堆肥にしているからということでしたが、穴の大きさにも制限があるのかというのは、私は初めて知りました。

それから2-2のほうですが、体験農園のほうは、農地を借りている方たちとの交流会が非常に楽しいというお話をしてもらわれました。特に問題はないと思います。

職務代理 それでは、3番の説明を高杉委員、よろしくをお願いします。

- 1 2 番 3番の方ですが、3筆ありますけれども、一番上の1筆は貸しているところですが、肥培管理はどこもみんな草が生えてなくて良好でした。石も確認は全部しています。ハウスはいっぱいあるんですけども、トマトが4棟、あとニンジンとか大根と、これからナスだとかインゲンだとか、そんなのを入れると言っていました。

以上です。

職務代理 横幕委員、よろしくをお願いします。

- 1 1 番 大変きれいに管理されていて、問題はないと思います。

職務代理 それでは、4番目、私です。この家の肥培管理もちゃんとしていますし、境界もしています。変わった樹種もありますし、自宅のほう、4-2のほうはオリーブが主で植えてあるのかな。肥培管理がちゃんとしているので、問題ないと思います。

以上です。

では、横幕委員、お願いします。

- 1 1 番 管理は特に問題はないと思いました。ソヨゴの品種でパテントを取った品種、登録してある品種があるのを初めて見たんですけども、このたびの新しい種苗法については、古くからある種についてあまり触れられていなくて、要するに、新しく

開発された品種が出ていくのを禁止する。その点に主眼が置かれているということで、ちょっと不公平じゃないかと思いついていたんですけれども、身近に種を開発してパテントを取った方がおられるのは大変興味深かったです。

職務代理 それでは、5番、6番を一括で田中委員、よろしく願いします。

10番 5番の方は本当に几帳面な方で、畑には緑肥用の麦がまいてありまして、刈る頻度等を職務代理と一生懸命話しておりました。畑は境界も全部入っていましたが、特に問題はない畑だと思っております。

続いて、6番の方ですけれども、この方も結構年配な方なんですけれども、去年、手術をしたということではいるんですが、畑にはワケネギとニンニク等が植えられておりまして、境界も4本の石が入っておりました。特に問題はない畑だと思っております。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員、5、6をよろしく願いします。

11番 5番の方、緑肥用に植えてあった麦が育ってありまして、その処理の仕方を勉強しました。とてもきれいに管理されておりました。

6番の方は、畑ではないんですけれども、私有地の中に大きなカシの木がありまして、そのカシの木を剪定すると、動物園のキリンが食べてくれるという話も聞きました。大変おもしろかったです。特に問題はないと思われました。

職務代理 それでは、7番、内野委員、お願いいたします。

8番 この方ですけれども、収穫した野菜は全てみの一れに出荷しているそうです。農作業は、この方一人でやっているということなので、収穫がなかなか間に合わないということをおっしゃっていました。境界石も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題ないと思えます。

以上です。

職務代理 横幕委員、7番で何かありますか。

1 1 番 お一人で頑張っていたら良かったです。ちょっと収穫が間に合わなくて、育ち過ぎた菜の花をいただいたんですけども、大変おいしかったです。

職務代理 それでは、8番を清水茂男委員、よろしく申し上げます。

1 4 番 この方ですが、申請者の息子さんが今中心となって畑は耕作をされています。周りのほとんどが住宅地で、あと道路に囲まれているような畑で、畑にはノラボウやハウレンソウ、サニーレタス等が栽培されています。出荷先はみの一れや新しくできたさえき、スーパー等に野菜を出しているということで、肥培管理も良好で、特に問題ないと思います。

以上です。

職務代理 では、横幕委員、申し上げます。

1 1 番 おっしゃったとおり、大変きれいに管理されていました。御近所から文句は言われなくても、嫌な顔はされるというお話を伺いまして、御苦労様という感じでした。大変よく管理されていました。

職務代理 それでは、9番、嶋田貞芳委員、よろしく申し上げます。

6 番 この方の畑ですけれども、9-1です。自宅裏の畑ですけれども、先ほど事務局から説明があったとおり、南東の石が1か所だけ土に埋まっちゃって、見つからなかったんですが、掘り起こすなり、新しく入れるなり、明確にしてくださいということを伝えてあります。

それと9-2のほうですけれども、西武線沿いにある畑なんですけど、前回、三角の残りのところを納税猶予を受けられていまして、その確認のときに行った残りの敷地ということになるんですけども、上を高圧線が走ってまして、その関係でこういう斜めの形で申請というか、畑になっているということです。それと、西武線の南側の畑ですけれども、こちらはきれいに耕うんされていて、石も全部確認できましたので、問題ないと思います。

以上です。

職務代理 横幕委員、よろしく申し上げます。

1 1 番 先ほど出ました 1 か所の確認についてだけ問題でしたが、あとは特に問題はありません。

職務代理 それでは、1 0 番、鈴木和昌委員、お願いします。

1 7 番 この調査以降にブロッコリーやキャベツの植え付けを行って、作付が順調に進んでいました。境界ですが、若干見当たらないところがあったんですが、本人は分かっていたということなので、プラクいやポール等々で分かるようにしておいてくださいと指導いたしました。また、資材が置かれていたところは、略図 1 0 - 1 の自宅に近いところでした。一部うろ穴がありまして、それを埋めるということでしたので、そのときに一緒に片づけると申ししていましたので、今後見ていきたいと思います。ほかには問題ありません。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員、お願いします。

1 1 番 特に問題はありません。

職務代理 ありがとうございます。

それでは、最後です。1 1 番、岡部委員、よろしくお願いします。

岡部 1 1 番の方ですけれども、2 か所ありまして、まず 1 1 - 1 は、境界全て確認できました。全てこれからレタスが作付されるということです。1 1 - 2 ですけれども、一部境界が確認できなかったの、ちゃんと確認しておいてくださいということで、畑のほうは、もう既にレタスの定植がかなり済んでおりまして、空いているところは、やはりレタスを定植するそうです。肥培管理はどちらも問題ありません。

先ほど資材が置かれているということなんですけれども、何しろすごい規模でやっているものですから、出荷用のコンテナがかなりの数が山積みされておりまして、以前も伺ったことがあるんですけれども、出荷が始まると、軽いコンテナなので、うまく順繰りに回るまでにかかなりキープしておかないと、とても間に合わなくなるということで、これはやむを得ないんじゃないかなと思います。その他は特に問題ありません。

以上です。

職務代理 それでは、横幕委員、お願いします。

1 1 番 特にありません。

職務代理 どうもありがとうございました。

自分も今回全部見させていただきまして、ほとんど問題があるところはなかったと思います。いつも以上に皆さん一生懸命やっている、きれいな畑ばかりであったと思います。ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いします。

1 5 番 ちょっと質問といいますか、先ほどの9-2のところ、三角に切られてというのが高圧線のっていう説明があったと思うんですけども、意味がよく分からないんですが、どういう意味なんでしょうか。

6 番 畑は長方形の畑になっておるんですけども、本人というか、公図上で高圧線が上に入っているために、今の三角形のところ、筆が分かれているんです。その関係で、一遍に納税猶予を受けてあるのかと思っていたんですけども、今年の夏だったか、残りというか、三角形の上の部分を納税猶予を受けているということで、その確認には行っているんです。別々なんです。だから、どういうわけか分からないんですけども、年度が分かれて納税猶予を受けているという形で、公図上でこういう形に分かれているということでした。

以上です。

1 5 番 高圧線と納税猶予が何か関係あるのかなと思ったんで聞いたままでなんです。ありがとうございます。

職務代理 よろしいですか。その他御質問はありませんか。

……質疑なしの声

職務代理 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号について、証明することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

……全員挙手

職務代理 全員挙手と認め、証明することに決めます。ありがとうございました。

ここで進行を再び鈴木会長に替わらせていただきます。

議長 それでは、進行を交代させていただきたいと思えます。職務代理には進行していただきましてありがとうございました。

それでは、続きまして議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告いたします。

土地の表示は柴崎町5丁目の1筆となります。略図1を御覧ください。申請面積は1,466㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第3号について、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

それでは、井上委員、お願いいたします。

15番 主にここは野菜を作っているらしい、割と種類は多そうでした。ビニールのトンネルをつくっている部分とそうでない露地とがあって、今は端境期みたいな、準備の最中みたいな空き地というか、耕作はしていますけれども、空いているところが結構ありましたが、ずっと作っているなという印象はありました。

議長 以上ですか。ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いをしたいと思います。質問は別にありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手



議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続いて、議案第4号、立川市農業委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程について議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、議案第4号、立川市農業委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程について説明いたします。

こちらは、地方公務員法が一部改正されたことに伴いまして、令和5年度以降、定年の年齢を段階的に65歳まで引き上げる制度が導入されることとなったことを受けまして、市の条例等も改正されたことから、それに合わせて規程を見直すものです。

農業委員会は、産業文化スポーツ部産業振興課のように、通常市長部局と呼ばれる市の組織とは別の独立した行政委員会となっておりますので、その事務局職員についても別で規定する必要があることから、手続上、農業委員会総会の議案として提案し、承認を得たいという趣旨のものでございます。

改定される内容は、60歳で定年を迎えた後も、引き続き市職員として働く者を、これまでの制度では再任用と表現していましたが、定年が65歳まで延長されることに伴い、60歳を超えて定年を迎えるまでの職員は定年前再任用という表現になるものです。

現在は、事務局職員に60歳を超えて引き続き働いている者はおられませんし、今後そのような職員が配置される予定があるといった状況でもございませんが、全ての職場においてその可能性があるということで、このように定めを設けております。

議案の裏面に新旧対照表を添付しておりますので、御確認ください。

議案第4号の説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

2番 ちょっといいですか。これ、1回は退職になるんですか。

そうじゃなくて、退職前再任用。

次長 退職にはならないんですが、役職を外れたりする形になります。例えば、課長職の人間は、60歳を迎えたところで管理職から外れて、係長として配属されるとか、係長だった職員は、係長ではなくなって、主任職として配属されるとか、そういう形になります。

2番 今までとちょっと違うんですか。

次長 今までは一度退職金をもらって、退職した後に再任用する形で、同じように役職は外れてというケースが多いんですけども、退職金をもらうのは、例えば、これ、段階的にと言ったのは、2年に一度1歳ずつ定年の年が延びるんです。この春で定年を迎える人は、60歳で一旦退職金をもらって再任用という形になるんですけども、来年、再来年の人は定年が61歳になります。さらにその2年後、62歳になるという形で、私が定年を迎える頃にはもうすっかり65歳になっているという感じで、段階的にそれが延びる。ただ、60歳になって以降、65歳までまだ退職金をもらえないで、所属は残る。給与の条件も当然変わります。3分の2ぐらいに減るといったかな。私もざっくりとした情報しか持っていないんですけども、そういう形で、当然人口減少を国全体がしていく中で、労働力の確保といったこと、一方で、行政に期待される役割は相変わらずサービスを含めて多いということで、人員を確保するためにこのような法改正が行われたものと認識しております。

以上です。

議長 ほかに質問はありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第4号、立川市農業委員会事務局職員の勤務時間等に関する規程について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、規程案に賛成することに決めます。

そのほか何かございますか。

次長 特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は4月25日火曜日午後3時から205会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時02分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員